<table>
<tr><td colspan="5">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　類</td><td>内容による分類</td><td colspan="3">装　備　品　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="3">共　通　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　名
又は
件　名</td><td rowspan="6">衛生関係物品表示包装共通仕様書</td><td colspan="2">C&LPS－M00001－9</td></tr>
<tr><td>大臣
承認</td><td>昭和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>昭和 36年 7月 7日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>平成 11年 6月15日</td></tr>
<tr><td>平成 20年 3月 4日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td>補　給　本　部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊で調達する衛生関係物品（以下，“物品”という。）の表示及び包装について規定する。

1.2　物品の分類

物品は次のとおり分類し，おのおのについて表示及び包装を規定する。

a)　薬品類

b)　包帯材料類

c)　衛生器具類

d)　衛生関係機械及び装置類

e)　衛生関係繊維製品類

f)　その他

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

品　　名	衛生関係物品表示包装共通仕様書

a)　**規格**

ＪＩＳ　Ｇ　３１３１	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｇ　３１４１	冷間圧延鋼板及び鋼帯
ＪＩＳ　Ｚ　０７０１	包装用シリカゲル乾燥剤
ＪＩＳ　Ｚ　１４０２	木箱
ＪＩＳ　Ｚ　１５０６	外装用段ボール箱
ＪＩＳ　Ｚ　１５１１	紙ガムテープ（包装用）
ＪＩＳ　Ｚ　１５１２	布ガムテープ（包装用）
ＪＩＳ　Ｚ　１６０２	金属板製１８リットル缶
ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	包装用ポリエチレンフィルム
ＮＤＳ　Ｚ　０００１	包装の総則
ＮＤＳ　Ｚ　０４０２	包装用粘着テープ
ＮＤＳ　Ｚ　８０１１	角形銘板

b)　**法令等**

薬事法（昭和３５年法律１４５号）

毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律３０３号）

日本薬局方（明治１９年公布）

国内諸法規

2　要求事項

2.1　一般

一般は，次による。

a)　表示及び包装に使用する材料は，この仕様書に規定する日本工業規格，法令等に適合したものでなければならない。また，この仕様書に規定のない事項については，意図された目的に適合した材料であって内容品に有害な影響又は損傷を与えるものであってはならない。

b)　包装方法及び仕上りは，適用規格の所要条件に適合し意図された目的を満足する良心的なものでなければならない。

c)　**薬事法，毒物及び劇物取締法，日本薬局方**，その他**国内諸法規**の適用を受ける物品については，おのおの規定された表示及び包装を行わなければならない。

2.2　表示

2.2.1　物品本体の表示

物品本体の表示は，次による。

a)　薬品類の表示は，**薬事法**等の関係法規による。

b)　包帯材料類の表示は，個別仕様書で指示する場合を除き，表示は必要としない。

c)　**衛生器具類**　衛生器具類は，次による。

1)　衛生器具類の表示は，**付図１**による銘板とする。

2)　衛生器具類のうち，小外科器材等の小物又は銘板の取り付けの不可能な医療機器の表示は，標識（マークの様式は，**付図２**参照，以下同じ），物品番号，製造者名（納入者名）又はその商標を刻印する。ただし，本体に表示し得ない物品又は個別仕様書で指示する場合を除き，刻印をしないことができる。

3)　衛生器具類のうち，ガラス製品の表示は，標識，物品番号，製造者名（納入者名）又はその商標を浮き出し金剛砂吹き付，プリント，腐食のいずれかにより表示する。ただし，本体に表示し得ない物品については，この限りではない。

d)　衛生関係機械及び装置類の表示は，個別仕様書に指示するものを除き**付図１**による銘板とする。

e)　衛生関係繊維製品類の表示は，個別仕様書で指示するものを除き，青又は，黒色不滅インクで**付図３**により，片布（１２０本細布）にスタンプしたものを指定の位置に縫い付けるものとする。

f)　その他の物品については，a)～e)に準ずるものとする。

g)　構成品目表の表示は，主要な構成品からなる衛生器具類，衛生関係機械及び装

置類について，構成品目表（品目の名称は，個別仕様書，取扱説明書又は，社内規格によるものを使用し，数量単位は，商慣習による。）を本体の適当な箇所に**付図４**により表示する。また，各々の構成品には，本体との関連を明らかにする内容を**付図５**により表示する。ただし，構成品が機能上本体の内に組込まれ又は，常時直結されて，それらの関連が取扱説明書で明かなもの，及び商慣習による構成品の表示がなされているものは，省略することができる。**付図４，付図５**により表示する場合は，消滅しない方法で印刷，貼布又は書込みによるか，又は記載したものを透明プラスチックで被覆して取り付ける方法による。

h) 附属品の表示は，衛生器具類・衛生関係機械及び装置類が附属品を有する場合に，収納箱のふたの内面又は収納してある引出しの表面の適当な箇所に主たる内容の数量をg)に準ずる方法で**付図６**により表示する。

i) 取扱上注意を要する物品は，適当な箇所に必要な事項を**付図７**によりg)に準ずる方法で商慣習により表示する。

j) 銘板は，ＮＤＳ　Ｚ　８０１１を基準とし，取付は，ビス止め又は接着剤により行い離反のおそれのないものとする。

k) 衛生マークの表示は，個別仕様書で規定した場合には，**付図８**を適当な大きさで指定の場所に赤色で表示する。

2.2.2　個装の表示

個装の表示は，次による。

a) **薬品類**　薬品類は，次による。

1) 薬品類の個装の表示は，**薬事法**，**毒物及び劇物取締法**，**日本薬局方**，その他**国内諸法規**の適用を受けるものにあっては規定による表示の他に関係法規等に示す包装単位毎に，**付図９**によるレッテルを貼付するか印刷する。ただし，個装が，そのまま外装となるものについては，**付図１１**により，個装表示を兼ねるものとする（レッテルの色相は，淡青色又は白色とする。）。

2) 薬品の入れ目は，表示量をもって最小量とする。

b)　包帯材料類の個装の表示は，**付図９**による。

c)　衛生器具類の個装の表示は，個装単位毎に**付図９**による表示を貼付するか印刷する。

d)　衛生関係機械及び装置類の個装の表示は，個別仕様書で規定する場合を除き行わない。

e)　衛生関係繊維製品類の表示は，**付図９**による。

f)　その他の物品の個装に対する表示は，a)～e)に準ずるものとする。

2.2.3　中間包装の表示

個別仕様書で規定した場合には，**付図１０**による表示を行うものとする。

2.2.4　外装の表示

外装の表示は，次の宛先，外装表示及び注意表示とし，その表示位置は，**付図12**を基準とする。表示方法は，刷込みで，丈夫な紙で貼付する。表示の方法は，スタンプ，描画，印刷，ラベル等によるものとし，いずれの方法によっても明確であって，にじみ，摩滅，すれ，退色，はく落などの生じないものとする。ただし，ジアゾ式感光紙（**例**：リコピー用紙）の使用は禁止する。

a)　宛先は，外装の表示の反対側面位置とする。ただし，陸上自衛隊関東補給処用賀支処が納地で持込みにより直接納入する場合には，省略することができる。

なお，必要に応じ商慣習による宛名のタグを付すことができる。

b)　注意表示は，輸送，取扱，保管，開梱等にあたり，注意すべき事項を明りょうに朱記する。注意表示の位置は，表示の種類によって最も合理的な位置を選択する。

なお，注意表示の刷込み，書き入れが不可能な場合は，注意票の添付をもってこれに替えることができる。

c)　外装表示は，**付図１１**とし，貼付位置は，**付図12**及び**付図13**とする。大型のブリキ缶，ドラム缶，ボンベ，医薬品中びん個装（オキシドール，エタノール等），その他，特殊形状の大型器材（机，ベッド等を含む。）等の個装のみの外装表示は，**付図13**を基準とする。

例

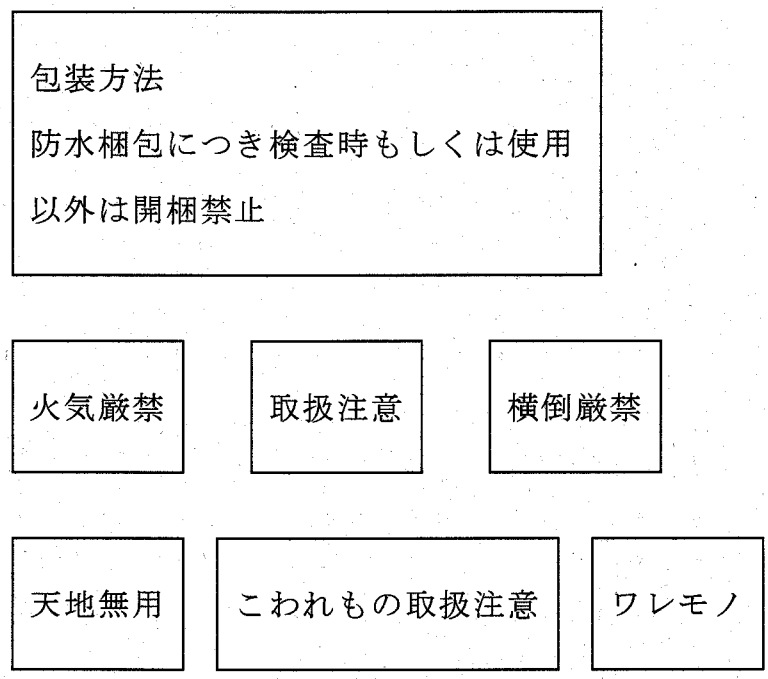

2.3　包装

2.3.1　個装

2.3.1.1　薬品類

薬品類の個装は，次によるほか，一般商慣習による。

a)　注射剤等のアンプルは，適当な中仕切り又は緩衝物を用いて，単位数量毎に個装し，必要に応じてアンプルカット１個以上を添付する。

b)　軟こう剤等に使用する容器は，長期間貯蔵の場合内容薬品が変質，着色のおそれのないものとする。また，良質のパッキングをし，さらに粘着テープ等で完全に封を施すものとする。チューブは，原則として，すず製チューブとする。

c)　粉末剤，散剤，錠剤等に使用する容器は，長時間貯蔵の場合も内容薬品が，風解，潮解，吸湿，着色及び変質のおそれのないものとする。吸湿性薬品の容器内には，必要に応じ，ＪＩＳ　Ｚ　０７０１シリカゲル等の吸湿剤の封入を行うものとする。

d) 錠剤及びカプセル剤の場合は，容器内上部に適当な緩衝物を入れる。また，封口に使用するコルク栓，封ロウ，パッキング，合成樹脂製の中ブタ，外ブタは，劣化のおそれのない良質なものを使用し，必要に応じて，栓抜きを添付する。

e) 液剤，水剤に使用する容器は，ガラス製容器，金属製容器，合成樹脂製容器のいずれの場合にも輸送，保管時に破損，漏えいのおそれのない良質なものを使用する。

f) 液剤，水剤の場合，封口に使用するコルク栓，封ロウ，パッキング，合成樹脂，金属製の中ブタ，外ブタは，劣化のおそれのない良質なものを使用し，輸送，保管時に破損，漏えいのおそれのないものとする。

g) 液剤，水剤に使用する金属板製１８リットル缶は，ＪＩＳ　Ｚ　１６０２による。缶のせん口が再度密閉不能なものは，密閉器具又は替せんを添付する。

h) 硬膏類は，プライニウム等の気密包装とする。

2.3.1.2　包帯材料類

包帯材料類の個装は，個別仕様書に指示するものを除き一般商慣習による。

2.3.1.3　衛生器具類

衛生器具類は，次による。

a) 衛生器具類のうち，小外科器材等の小物の個装は，清拭後防せい措置をした後，一品宛グラシン紙で包み必要に応じボール箱に収めるかクラフト紙で包むものとする。

b) ガラス製品類は，一品毎に紙その他の緩衝物で包みボール箱に収め，さらにクラフト紙で包むものとする。

c) a)及びb)以外の衛生器具類の個装については，必要に応じ緩衝物で包みクラフト紙で包むものとする。

2.3.1.4　衛生関係機械・装置類

衛生関係機械及び装置類の個装は，必要に応じ長期にわたる保管に耐え得るよう清拭後油引き，注油をし，また，防湿，防せいの保全包装を施すものとする。

2.3.1.5　衛生関係繊維製品類

衛生関係繊維製品類の個装は，ていねいに折りたたみ包装単位毎に必要に応じて防虫剤を入れクラフト紙で包むものとする。

2.3.1.6　その他

その他のものについては，必要に応じ輸送時の保全性，貯蔵時の品質管理等に十分応じ得る個装を，2.3.1.1～2.3.1.5に準じて行うものとする。

2.3.2　中間包装

個別仕様書に中間包装を規定した場合は，規定された個装数量毎に無地ボール箱（３１０g/㎡以上），段ボール（両面段ボール箱又は複両面段ボール１種以上）又はその物品にかかわる商慣習の容器(2.3.1.1～2.3.1.5の規格以上のものとする。)に収納する。ただし，衛生関係繊維製品類の中間包装はクラフト紙による密封包装とする。

2.3.3　内装

2.3.3.1　個装

物品に適した防湿，防水及び緩衝の各包装を行うものとする。ただし，個装容器及び外装容器それ自身に防水性を与えた場合及び防湿を必要としない物品については，そのおのおのの措置は除いてもよい。

2.3.3.2　緩衝材料・防湿材料・封かん材料

緩衝材料・防湿材料及び封かん材料は，次の規格に適合するもの，又は同等以上のものとする。

－　ＪＩＳ　Ｚ　１４０２　木箱
－　ＪＩＳ　Ｚ　１５１１　紙ガムテープ（包装用）
－　ＪＩＳ　Ｚ　１５１２　布ガムテープ（包装用）
－　ＪＩＳ　Ｚ　１７０２　包装用ポリエチレンフィルム
－　ＮＤＳ　Ｚ　０４０２　包装用粘着テープ

2.3.4　外装

外装は，次による。

a)　規格外装と規格外外装との２種とする。規格外装は，個別仕様書で規定する場合に適用する。その他の場合には，規格外外装とする。外装に含まれる物品は，同一物品とする。ただし，次の場合は，詰合せ梱包とすることができる。

1)　調達する物品の契約番号が同じである場合。

2)　契約番号が異なっていても，契約番号ごとに，この仕様書に規定する外装及び外装表示を施したのち大梱包とする場合，ただし，大梱包の大きさは，**表１のＡ以下とする。**

b)　次の場合は，a)の規定にかかわらず，詰合せ梱包をしてはならない。

1)　契約番号が同じ物品であっても，当該契約内の同一品目を分散して他の品目と組合せて詰合せ梱包とする場合。

2)　臭気，色等物品の性質により当該物品が破損した場合に他の物品に著しく影響を与えた場合。

2.3.4.1　規格外装

個装，内装の終った物品は，次に規定する規格外装容器に収めるものとする。

2.3.4.1.1　木箱

木箱は，次による。

a)　木箱は，**表１**による。

表１－木箱

単位　ｃｍ

種　類	制　限　規　定				
	最大総質量 (kg)	外側寸法			体　積 (cm^3)
		長　さ	幅	高　さ	
特Ａ	６０（４０）	６７	４５	３８	１１４，５７０
Ａ	５０（３５）	６０	４０	３４	８１，６００

表１－木箱（続き）

単位　ｃｍ

種　類	制　限　規　定				
	最大総質量 (kg)	外側寸法			体　積 (cm^3)
		長　さ	幅	高　さ	
B	４０（２５）	５５	３９	２７	５７，９１５
C	３０（１５）	４０	３０	３４	４０，８００
D	８（　５）	４０	３０	１７	２０，４００

注記1　外測寸法　公差±２．０％

注記2　最大総質量中カッコ内の数は，ガラス器具，空びん，ガラスびん入り液剤などの場合を示す。

b)　木箱に使用する材料は，次による。

1)　木材は，ＪＩＳ　Ｚ　１４０２による。

2)　鉄丸クギは，ＪＩＳ　Ｚ　１４０２の4.2 による。

3)　波クギ又は相クギは，ＪＩＳ　Ｚ　１４０２の4.2 による。

4)　帯綱は，ＪＩＳ　Ｇ　３１３１帯綱１種以上又はＪＩＳ　Ｇ　３１４１みがき帯綱１種以上を用い，機械締めとし，０．５×１６㎜以上の材料を用いる。

なお，クギ打ちは，行ってはならない。

c)　木箱の構造は，次による。

1)　様式は，切り込額さんで帯綱２本をつけた木箱を基本型（図参照）としツマ板及び側板のハギ合わせ目は，１０㎜以上くい違わせるものとする。

なお，Ｂ型及びＣ型においては，内容が軽量の場合は，ツマ横さんを省いてもよい。また，Ｄ型においては，ツマさんを除くものとする。

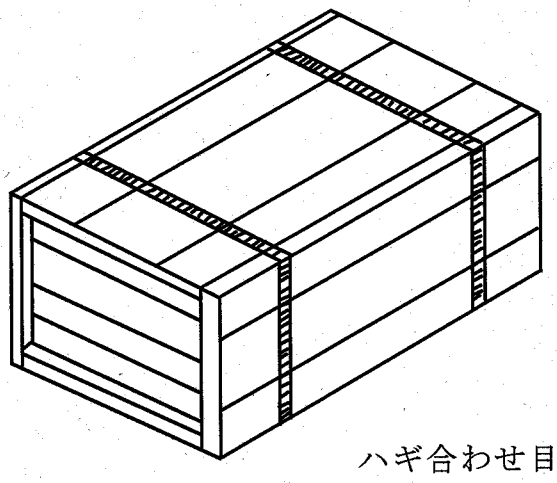

ハギ合わせ目は，１０ｍｍ
以上くい違わせる。

2)　板の厚さは，**表３**による。

表３－板の厚さ　　**単位**　ｍｍ

木箱の種類	板の最小厚	許容量
特　　A	１６	－１．０
A．B．C．D	１２	－０．５

3)　木ワク，スカシ箱は，**表３**を準用する。

4)　板の幅とツマ面の構造は，**表４**による。

表４－板の幅とツマ面の構造

単位　ｃｍ

木箱の種類	側フタ底ツマの各面．の最小抜幅	サンの幅	ツマの構造
特　A	１０．５	６．０	切り込額サン
A	１０．５	６．０	切り込額サン

表４－板の幅とツマ面の構造（続き）

単位　ｃｍ

木箱の種類	側フタ底ツマの各面の最小抜幅	サンの幅	ツマの構造
B	１０．５	６．０	縦ツマミサンのみ（内容品の重量により切り込額サンとする）
C	９．０	６．０	切り込額サン
D	７．５	６．０	一枚板

5)　はぎ合わせは，ＪＩＳ　Ｚ　１４０２の3.2 による。

6)　くぎ打ちは，ＪＩＳ　Ｚ　１４０２の4.2 による。

2.3.4.1.2　**段ボール**

段ボールは，次による。

a)　段ボールは，**表５**による。

表５－段ボール

単位　ｃｍ

種　類	段ﾎﾞｰﾙの最小破裂強度（ＭＰａ）	制限規定			
		最大総質量（kg）	外側寸法		
			長　さ	幅	高　さ
E	２．４	４０．８	６０	４０	３４
F	１．９	３０．６	５５	３９	２７
G	１．９	３０．６	４０	３０	３４
H	１．９	３０．６	４０	３０	１７
注記　外測寸法　公差±２．０％					

b)　段ボールに使用する材料は，次による。

1)　段ボールは，ＪＩＳ　Ｚ　１５０６による。

2)　平線は，ＪＩＳ　Ｚ　１５０６による。

3)　帯綱又は紙ヒモ製バンドは，次による。

3.1)　ＪＩＳ　Ｇ　３１４１ミガキ帯綱１種以上を用い，厚さは，０．２５～０．４㎜，幅は９～１６㎜とする。

3.2)　ヒモは，包装用ナイロン紐及び包装用ナイロンテープ又は，これと同等以上のものを使用する。

4)　ガムテープは，ＪＩＳ　Ｚ　１５１１又は，ＪＩＳ　Ｚ　１５１２による。

c)　段ボール箱の構造は，次による。

1)　段ボールの構造は，ＪＩＳ　Ｚ　１５０６による。

2)　箱に内容品をつめるときは，当抜をしき，内容品をつめてからさらに当抜をあてる。底部は，ステッチャー又はノリ付けとしフタ及び底の合わせ目は紙ガムテープ又は布ガムテープで封かんする。帯締めは，２箇所以上とする。

2.3.4.2　規格外外装

規格外外装は，次による。

a)　形状，容量，質量により規格外装容器に収納困難な物品及び小差にて規格外装容器に収納不可能なもの，その他，常識的に考えて規格外外装にした方が妥当な場合はこれによる。

b)　物品が大型のブリキ缶，ドラム缶，ボンベ等の個装によるもの，机，ベッドのような特異な形状なもの及びびん類は，木ワクスカシ箱を使用することができる。

c)　規格外外装容器に使用する材料は，規格外装容器の材料と同等，又はそれ以上の性能を有するものとし，輸送及び長期の保管に十分耐え得るものとする。

d)　規格外外装容器として，納入又は製造者による商用包装を使用する場合は，原則として，その物品にかかわる商用包装による。納入物品と異なる商用包装の場合は，保管，納入上の誤解，混乱を防ぐため，外装表示の貼布位置の工夫又は取消しのための表示（白紙の貼布を含む。）を行うものとする。

2.3.4.3　外装省略

納入部隊等へ搬入可能の場合は，契約担当官等を通じ調達要求元の承認をうけ外装を省略することができる。

注記1　検査合格印の押印位置は，上記右上とし，銘板の大きさに応じた余白とする。

注記2　かし期限は，調達物品納入予定の翌月から起算し，それぞれの契約条項に定めるかし担保期限を和暦で表示する。

注記3　製造者と納入者が同一である場合は，製造納入者名として最下列に記載してよい。また，装備施設本部調達物品については，ＣＰと表示する。納入者名は，契約相手名を表示する。

注記4　**注記1～3**の表示が器材の種類によって，困難な場合は，契約担当官等と調整するものとする。

注記5　（　）内は，記載例

付図１－器具・機械・装置類の銘板（例）

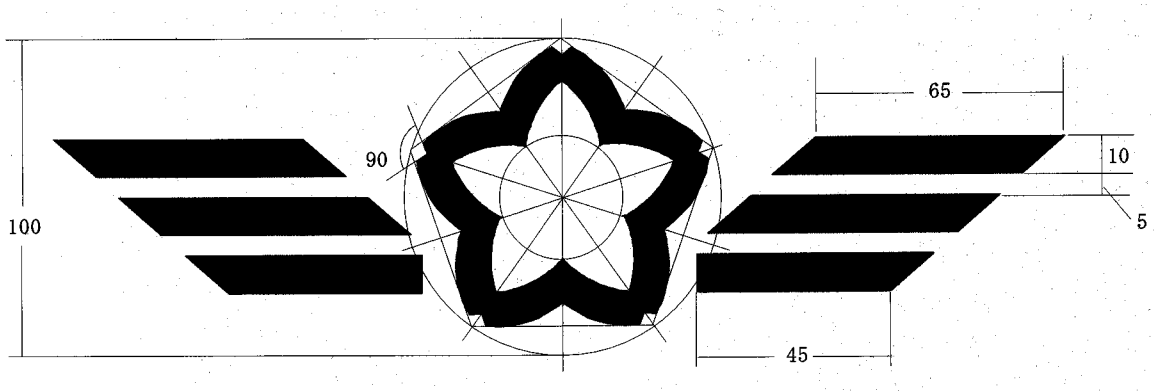

注記　この標識は，前記比率に従って行い銘板・物品等の大小に応じて適宜の大きさとする。

付図２－標識（航空自衛隊標識）

航　空　自　衛　隊		1
品　　名：（診療衣・特大）		1
物品番号：(6532-100-0819-5)		1
氏 名		2
かし担保期限（平成１０年１１月）		1
（Ｈ０９年度　○○ＫＫ納）		1
← 9 →		

注記1　（　）内は，記載例

注記2　かし担保期限は，調達物品納入予定の翌月から起算し，それぞれの契約条項に定めるかし担保期限を和暦で表示する。

注記3　最下段は，納入年度及び納入者名を記入する。

付図３－衛生関係繊維製品類の表示

構　成　品　目　表	
品　　名	（空間識自動制御入力装置）
物品番号	（６９３０－４０８－１９１４－５）
構 成 品	数量（台）
（可搬型データレコーダＲ－１００型	1）
（直流増巾器ＤＭ－Ａ１型	1）
（入力用減衰器ＡＴＴ－１型	1）

注記　（　）内は，記載例

付図４－構成品目表（衛生器具類，衛生関係機械及び装置類）

（可搬型データレコーダＲ－１００型）

注記　（　）内は，記載例

付図５－構成品名

附　　属　　品　　表			
本体品名	空間識自動制御入力装置		
物品番号	６９３０－４０８－１９１４－５		
附属品名	規　　格	数　　量	
（テ　ー　プ	６ｍ	１巻）	
（空リール		１個）	
（特殊工具		１式）	

注記　（　）内は，記載例

付図６－付属品名

取扱注意事項
1
2
3

（高　圧　危　険）

注記　（　）内は，記載例

付図７－注意標識

注記　エナメル等容易にはく離・消去しないものを使用する。

付図８－衛生マーク

航　空　自　衛　隊
品　　名　（ＳＳ寒天倍地・１ℓ用）
物品番号　（６５０５－０１４－３３６３－５）
製造年月　（　　Ｈ　１０．６　　）
納入者名　（　○　○　薬　品　Ｋ　Ｋ　）

注記　（　）内は，記載例

付図９－薬品包帯材料類の個装表示

品　　名　（女子看護衣・夏用・大）
物品番号　（６５３２－４０２－１９３２－５）
内装に含まれる個装の数量：（６個）
かし担保期限：（平成１０年１１月）
納入年度　（　　Ｈ　０９　　）
納入者名　（　○　○　商　事　Ｋ　Ｋ　）

注記1　（　）内は，記載例

注記2　かし担保期限は，調達物品納入予定の翌月から起算し，それぞれの契約条項に定めるかし担保期限を和暦で表示する。

付図１０－中間包装の表示

航　　空　　自　　衛　　隊
宛　　名：（東京都立川市栄町１丁目２番１０
　　航空自衛隊立川分屯基地分任物品管理官（気付先：衛材出納主任））
調達要求番号：（３－１０－１０１３－０１３Ｆ－Ｍ０００１）
品名:　　物品番号:　　数量:製造年月:最終有効年月
:
(放射線測定装置(GM管式))(6665-403-1907-5)(10)　(H10)　(H11.11)
包装番号：（１／１０）
かし担保期限:（平成１１年１１月）
納入年度：（Ｈ１０）
納入者名：（○○計測器ＫＫ）
質量: kg
備考：（納品書・内容明細書在中）

注記1　個装がそのまま外装となるものについては，数量の欄は省略する。

注記2　数量は，この梱包に含まれている個装又は部品の数を記入する。

注記3　ただ１部品の場合は，（**例**　部品数○○個）と記載する。

注記4　宛名は，例示のとおりとするが，陸上自衛隊関東補給処用賀支処が納地で，かつ，持込により直接納入する場合は，余白とする。

注記5　最終有効年月は，有効期限を有する薬品等について適用し，赤色（不滅）で記入する。

注記6　備考欄は，必要に応じ記入する。

注記7　品名，物品番号，数量，製造月，最終有効年月の記載要領は，横配列（**例**示のとおり）又は，縦配列の任意とする。

注記8　詰合せ外装の場合は，左上部に詰合せと明りょうに朱記する。

注記9　質量は，総質量kg（四捨五入）で表示する。

注記10　かし担保期限は，調達物品納入予定の翌月から起算し，それぞれの契約条項に定めるかし担保期限を和暦で表示する。

付図１１－外装表示

宛先例

静岡県浜松市西山町無番地 航空自衛隊浜松南基地 分任物品管理官宛 （気付先：衛材出納主任）

付図１１

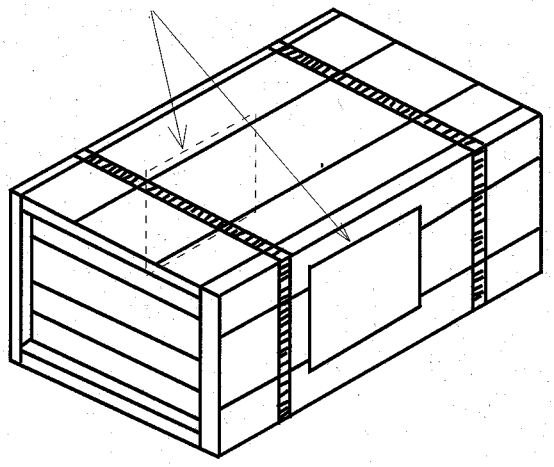

付図１２－外装表示基準

付図１１

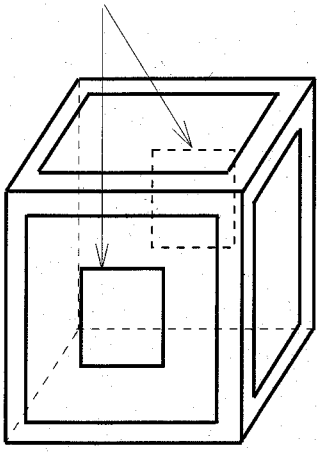

付図１３－ブリキ缶等表示基準